

# 令和5年度 課の運営方針書

上下水道局 下水道施設課

## 1 課の運営方針

### 【課の使命】

「雨水排除による浸水防止」及び「公共用水域の水質保全」を図るため、施設の安定的な運転管理を行います。また、資源（下水汚泥）の有効利用を図ります。

### 【課の目標】

- ① 徳山中央浄化センター再構築事業  
徳山中央浄化センターの再構築に向け、計画に沿った改築、更新を進めます。
- ② 施設延命対策事業  
各施設の老朽化に伴う改築・更新等を計画的、効率的に進めるための「ストックマネジメント計画」を基に施設の延命化を図ります。
- ③ 野村開作排水ポンプ場主ポンプ設備改築・機能強化事業  
供用開始（昭和55年）から40年以上が経過し、老朽化が著しいことから、ポンプ場設備の改築更新を進め、機能を強化することにより、信頼性の向上を図るとともに、浸水被害の防止に努めます。
- ④ 施設管理事業  
浄化センター、ポンプ場等の各施設において安定的な運転を行うため、点検・修繕を実施するとともに、目標処理水質（排水基準値）が得られるよう適正に管理します。また、発生する汚泥の有効活用（セメント原料化、肥料化、消化ガス発電）を推進します。
- ⑤ 安全対策  
管理する施設すべてにおいて、徹底した安全対策と人身事故0をめざします。

### 【行財政改革への取組み】

- ・労働基準法の趣旨に則り、適正な労務管理に努め、時間外労働の低減を図ります。
- ・浄化センター消化ガス発電事業の開始に伴い、新たな財源（消化ガス売却収入と土地使用料）を確保します。

## 2 担当（係）の使命（果たす役割）

- （整備担当） 放流水質の基準を確実に満たすため、各浄化センター、ポンプ場等の機器の更新、改築等を実施し、設備全般の安定的な運転を確保します。  
（管理担当） 浄化センターから公共用水域に放流する処理水の水質基準を確保するため、処理場の運転維持管理を効果的かつ効率的に運営します。  
（徳山中央浄化センター再構築推進室） 徳山中央浄化センターの再構築事業を推進します。  
（各浄化センターの水質管理担当） 浄化センターの水質管理、汚泥管理を行います。  
（各浄化センターの施設管理担当） 施設の点検、修繕等の維持管理を行います。

## 3 課の経営資源

### (1) 課の体制

職員数	18人	うち	正職員	17人	・	会計年度 任用職員	1人	人件費	正職員	120,751千円	会計年度 任用職員	1,606千円
-----	-----	----	-----	-----	---	--------------	----	-----	-----	-----------	--------------	---------

※R3職員平均給与（7,103千円）ベース

※予算計上額

### (2) 事業規模

歳入予算額	690,659千円	歳出予算額	2,070,489千円	（正職員人件費を除く）	担当予算事業数	25事業
-------	-----------	-------	-------------	-------------	---------	------

4 課の中期目標（優先順）第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 3 上下水道施設の長寿命化・耐震化	【徳山中央浄化センター再構築事業】 施設の再構築による安定的、効率的な運転管理の実現をめざします。
2	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 3 上下水道施設の長寿命化・耐震化	【施設延命化対策事業】 施設の老朽化が進む中、安定的な下水道サービスを維持するために延命化や改築更新等における投資費用の平準化を図ります。
3	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 2 下水道施設の整備	【浄化センター運転維持管理】 下水道施設(各浄化センター、中継ポンプ場等)の効率的・効果的な維持管理を図り、法令等に適合する処理水質を確保します。
4	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 2 下水道施設の整備	【公共用水域の水質保全】 特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設の維持管理、水質保全、並びに事業場排水の監督・指導を行います。
5	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 3 上下水道施設の長寿命化・耐震化	【下水道施設の資産管理】 資産管理台帳システムや設備台帳システムの活用により、管理する施設全体の効果的な資産管理に努め、継続的な事業計画の実現を図ります。また、下水道台帳において改築・修繕履歴を整理するとともに、施設の点検、修繕を行います。
6	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 2 下水道施設の整備	【汚水・雨水ポンプ場の施設管理】 汚水ポンプ場及び雨水ポンプ場の効率的・効果的な維持管理に努め、雨水の冠水等の防止を図ります。また、機器等の保全を図り、継続的な運転を行います。
7	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 2 下水道施設の整備	【下水汚泥の有効利用】 汚泥処理施設は下水道施設の中でも特に環境への影響が大きい施設であるため、臭気対策等に配慮するとともに、循環型社会の形成に貢献するため、下水汚泥の有効利用(セメント原料化、肥料化、消化ガス発電)を行います。
8	7 生活基盤 4 水道の安定供給と下水道の充実 2 下水道施設の整備	【産業廃棄物の適正処分】 法令に基づき、下水道施設から発生する廃棄物を適正に処分します。